



News Release

令和6年8月2日

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご案内

このたびの大雨による災害に被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

「令和6年7月25日からの大雨にかかる災害」については、庄内地方全域を含む山形県6市7町3村、秋田県6市2町2村に災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。

被災により、お借入金の返済が困難となりなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当金庫でもご相談を受け付けておりますので、各営業部店窓口までお問合せください。

[自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン](#)

(一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページにリンクしています。)

大規模災害に被災された皆さまへ
（東日本大震災から10年を超えて10年以上経過後に発生した自然災害に限り適用）

自然災害の影響で、
住宅ローンなどの返済に
お困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
により

住宅ローンなどの
免除・減額を
申し出ることができます。

メリット1
手続支援を
無料で

メリット2
義援金等に加え
財産の一部を
手元に残せる

メリット3
個人信用情報として
登録されない

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

<本件に関するお問い合わせ先>

融資部 融資審査課 電話：0235-22-2598

つなぐ力で100年幸せな街づくり

鶴岡信用金庫 総合企画部 広報課 <https://www.tsuruoka-sk.jp/>

〒997-0035 鶴岡市馬場町1番14号 TEL 0235-22-0059